

平成26年第8回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年11月17日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成26年11月17日（月）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(緊急質問)
- 第 3 議案第130号から議案第133号まで
- 第 4 (総務文教常任委員会付託案件)
議案第130号から議案第133号まで

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程第1 緊急質問
- 日程第3 議案第130号から議案第133号まで
- 日程第4 (総務文教常任委員会付託案件)
議案第130号から議案第133号まで

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
総務課長	計良孝晴君	総合政策長	渡辺竜五君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興長	計良隆弘君
交通政策長	渡邊裕次君	農林水産長	山本雅明君
観光振興長	濱野利夫君	産業振興長	市橋秀紀君
建設課長	金田一則君	学校教育長	吉田泉君
社会教育長	大橋幸喜君	契約管理幹	伊藤浩二君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第8回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、16番、佐藤孝君及び18番、猪股文彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る11月12日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表等をごらんください。お手元に配付したとおり、本臨時会に先立ち、祝優雄議員から緊急質問の通告がありました。通告された内容について協議した結果、議会運営委員会としてはその緊急性を認めることといたしました。ただし、緊急質問は、会議規則第63条の規定により、議会の同意を得た上実施しなければならないものとされております。したがって、会期の決定を行った後、議長において緊急質問の実施の是非を皆さんにお諮りし、その上で実施する運びになりますので、その旨ご了承願います。

なお、緊急質問は、議会申し合わせのとおり、質問時間は45分、質問回数は3回と規定されておりますので、念のため申し上げます。

緊急質問の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、総務文教常任委員会の審査に入ります。総務文教常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、総務文教常任委員会の審査の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決を行います。

以上であります。

- 議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

- 22番（加賀博昭君） 緊急質問について質疑を行います。

この緊急質問というのは、11月11日の新聞記事によって両泊航路、つまり寺泊、赤泊の航路を来年の冬期間2カ月間を運休にしたいという記事が出たと、このことについての緊急質問ですが、原則的に言うと緊急性はない。あるとしても、いいですか、12月議会というのが12月5日から開かれる。その12月議会の

一般質問の通告締め切りが12月2日である。もうすぐそこで12月議会が開かれるのに、それまで待てないという事情はないと私は思うのです。これが1点。

次に、議会運営委員会のこの種の扱いに重大な誤りがある。私が指摘しなければ、これが先例になってしまう。いいですか。通告者は、ここに通告発言書がありますから、祝優雄君が通告をしたいと。つまり発言をしたいと。ところが、彼は議会運営委員なのだ。その議会運営委員の祝君が緊急質問をすることは差し支えない。それなら、審査のときにやらせていいかどうかということについて、本人を除斥して検討しましたか。私はそのとき傍聴しておった。本来そうしなければならない。祝君も議長経験者。場合によれば、本人から俺がおってはだめなのだから、俺は退席する。こういう手続をとらなければならない。何で私がそういうことを言うかということ、いいですか、会議規則の第14条、ここには議員が議案を提出しようとするときは、つまり緊急質問をしようとするときは、その案を添えて12分の1の賛成者、今現在の佐渡市の議員の数からいうと2人です。この2人の賛成者の名前を添えて議長に提出しなければならないということが会議規則の第14条になっておる。だから、その手続を省いて議会運営委員会が動議の提出者になってしまうという、こういう形になっておるわけ。したがって、最低でも通告者の、通告者というのは質問したいという人、は除斥されなければならない。つまりその席から外して、俺がしたいのだが、協議願いたいと、この手続を踏まなければならない。それを踏みましたか。今私は問題点は2つ指摘した。12月2日には12月議会の一般質問の通告が迫っておる。それまで待てないでこの緊急質問をやらなければならないのかどうか。その理由は何なのか。まず、これが1点。

次に、先ほど申し上げましたように、私は質問をしたいという人にその質問をさせていいかどうか、そしてその動議の提出者になることについて審議をしておると思う。極めて議会としては常識的な手続を欠いておる。その2点についてまずお尋ねをしたい。まだ質疑があるのですが、まずこの2つを聞いてからまたお尋ねします。

○議長（根岸勇雄君） 加賀議員の質疑に対する、岩崎議会運営委員長長の答弁を許します。

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 加賀議員の質問にお答えします。

まず、1点目の12月議会を待つてということではありますが、今回緊急質問が出てきたということは新聞で報道されたことを受けてであります。通常ダイヤというものはもう既に決定しているべきものではあるかと思うのですが、今こういう問題があつてまだ決定していないということであるということでもありますので、これはもう既に12月になってしまうと遅いというふうなことがあります。何かといいますと、1年のダイヤを決めるのは12月ではもう既に遅いような状況でありますので、12月になりますともう決定してしまっている、今の段階でまだ決定していない段階で、この緊急性があるということで委員の皆さん全会一致でこのことにつきましては了承するというものであります。

また、2点目の除斥の件であります。ご指摘のとおり、私その点につきましてはご指摘されたとおりであります。大変反省しております。その件につきましても議会運営委員会において今後の検討課題とさせていただき、その議論によっては申し合わせ事項として改めて確認したいと思っておりますので、何とぞご了承をお願いいたします。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、今の答弁を踏まえてさらに質問をする。

この手続については、国の規定がございます。いいですか。今議会運営委員長は12月になると間に合わぬと言うておる。そんなことありません。

それでは、お聞きするが、海上運送法第6条の規定があることをご存じですか。それが1点。いいですか。私が教えてやってもいいけれども、そんなことも勉強しないで、そんなことも調べないで緊急性ありというふうな判断をしたということは、これは議会運営委員会全体の責任でございますよ。

次に、両泊航路ということになると、これ佐渡だけではないのです。長岡、向こうの寺泊のほうの管轄する自治体と話をしなければならない問題なのだ。もう一つは、第6条の制約があるのですが、その第6条の制約についてきちっと調べた上で緊急性ありと判断したのかどうかということが1点。

それから、こっちは赤泊だけれども、寺泊の側というのは違う自治体なのだ。そこと結んでおる。その扱いがどうなっておるかということ調べてみましたか。私は調べてある。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

岩崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） それでは、加賀議員にお答えします。

今ほどの海上運送法及び寺泊のほうの自治体の件につきましては、議会運営委員会のほうでは、大変申しわけないのですが、調べていない中でやりました。私の手落ちでありまして、深く反省しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 大体調査不足、緊急性ありなしだの重要な部分について欠落があるということが明らかになりましたので、これ以上の追及質問はいたしません。私も今海上運送法第6条がわかっているのかみたいな質問をしましたので、本会議上でございますから、そのことについて申し上げないわけにはいきませんので、申し上げます。

船舶運航計画の変更にあたっては、当該区間にかかわる船舶運航計画が離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることの基準に適合するものであるのかどうかということ国土交通省の運輸局に申請をしなければならない。その許可を得なければ、12月になったら間に合わぬなんてそんな簡単なものではない、これは。12月議会で十分間に合う質問である。これが1点。

それから、緊急質問というのは非常に大事な質問なのです。これは議会としては大事にしなければならない。へたらこつたらにやってはならぬということなのだ。それでは、緊急質問をやった方がいいが、今私が言うた、指摘したようなことが間に合わなくなるといような根拠を持つての質問でなかったら質問にはならない。だとすれば、議会運営委員会が本人にかわって動議提出者になるわけですから、全員一致でなることになったというのだから、これは今度は議会運営委員会の委員の質が問われることになる。したがって、43年もやっておる私がこんな質問はしたくはないが、しかし議会の緊急質問というものを大事にし、議会の議員の発言の重みというものを考えて、手続に誤りがあるとはならぬので、こういう機会に明らかにしておかないとこれが先例になるということ私を危惧するから、きょうは発言をしたわけでございます。

議長、以上で終わります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今ほどの質疑と若干角度は違うのでありますが、先ほど議会運営委員長のほうから緊急性について審査をしたということだったのです。私は、議会は言論の府ですから、発言の機会は全議員に平等に保障されるべきだし、こういったふうに活発することは本当にいいことだと私は思っています。そういう意味でいいますと、過去については例えば災害があった直後に緊急質問出したけれども、それが認められなかったような事例も多かったというふうに私ちょっと調べてみたのですが、その辺はどうか1点。

もう一つ、先ほどの議員言いましたが、先例でない、あるという話があったのですが、今後緊急質問をこういったことで私が広げていく方向になっていく、議会を活発化していく方向かなというふうの先例というふうにもとっているわけですが、そういうふうに理解してよいのか答弁を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

岩崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） ただいまの中川議員にお答えします。

今までの緊急質問については検討したかということですが、申しわけありませんが、その件につきましても検討してはおりませんでした。その後調べましたところ、災害等ということですが、14回緊急質問がありまして、その内容につきましても災害について緊急質問をしたのは1件でありまして、その他13件は災害以外のことでやっておりますので、議会運営委員会の中で緊急性があると認めたものについては今までの経緯を見ますと緊急質問を実施しているということになります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確認ですが、今ほど議会運営委員長おっしゃいました災害の件については、災害があつて直後の臨時会でたまたま取り上げた議員がいたんだけれども、それは緊急度が低いということで認められていなかったと思いますが、そういうことでよろしいですね。

○議長（根岸勇雄君） 岩崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） お答えします。

その件につきましては検討はしておりませんでしたのでということの答えになってしまいますが、済みません、よろしくをお願いします。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今の委員長の報告はそれで認められたから、本日1日でよろしいのですが、議長が示しておるこの日程表でいきますと、会期の決定までは終わったわけですから、会期の決定は終わった。そこで、今度は緊急質問をさせてよろしいかどうかということの議決をしなければならない、本会議で。それはどのような方法で行う予定ですか、お聞きします。

○議長（根岸勇雄君） 日程についてまず決定をした後、緊急質問に対する追加日程に載せて、発言を許すことにご異議ないかこの後お諮りをいたします。

〔「私の聞いておるのは、その決のとり方はどうやってやるって聞いておる」

と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議がある場合は、起立採決によって採決いたします。

〔「そうすると、私はこれは緊急性はないと、こう言うたから、異議があると

いうふうに議長は、承知しておるわけですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） はい。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 日程につきましては異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程の追加

○議長（根岸勇雄君） お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、祝優雄君から航路維持と行政責任について緊急質問の通告があります。祝優雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議がありますので、改めて起立により採決をいたします。

お諮りいたします。祝優雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

祝優雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことは可決されました。

ここで執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 今の議場の空気含めて、加賀さんの指摘、私どもは議会運営委員会の委員であるものですから、委員長が全会一致だなんていう話をされたものですから、それはそれなりに立たざるを得なくて立ちましたけれども、勉強不足の点がたくさんあると委員長自ら反省して、そして委員長は勉強不足だったと皆さんにご報告しておるわけですから、でき得るならば動議として私は申し上げるのは、もう一度議会運営委員会にこれ差し戻していただけないでしょうか。日程は決まったわけですから、そういったことを動議としてお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 差し戻しはできませんが、大澤議員の動議に対して暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（根岸勇雄君） 議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 私から申し上げます。

緊急質問のあり方について加賀議員からさまざまご指導を受けたところでありますが、このことにつきましてには議会運営委員会の検討課題とさせていただきたいと思っております。祝議員の緊急質問については、所定の賛成者も得ておりますので、この後実施いたします。よろしくお願いいたします。

追加日程第1 緊急質問

○議長（根岸勇雄君） 追加日程第1、緊急質問を行います。

祝優雄君の緊急質問を許します。

祝優雄君。

〔20番 祝 優雄君登壇〕

○20番（祝 優雄君） 限りある時間の中で緊急質問を認めていただき、感謝を申し上げます。

去る11月11日、突然赤泊航路運休期間延長の報道がありました。この報道に接したとき、事は水面下で相当進んでいると感じました。聞けば10月30日、説明会開催のチラシで赤泊地区民に知らされたということとあります。同日付で、交通政策課長名で直接根岸議長宛てに、寺泊・赤泊航路サービス基準改正について（ご案内）と記した地元説明会の文書が送られております。なぜ議長へ正式な出席要請でなく情報提供として届けられたのか。

次に、運休期間延長を佐渡市はどのような形で知り、今日までどのような対応をされたのか。佐渡汽船は、平成27年2月までを3月までに延長と説明をしたそうとあります。効果としては820万円と聞きますが、これが本当なのかどうか。

次に、地元説明会に佐渡市の職員が出席していたのかどうか。出席したとしたら、市長からどのような

指示を受けて出席したのか。説明会の中で、佐渡汽船から運休に対する代替案はあったのかどうか。例えば運休期間の両津、小木港への輸送、または安定した高速フェリーを導入するなどの話があったのかどうか。問題の責任は、全て佐渡汽船にあるわけであります。自分たちが遊覧船のような安定性に欠ける船をつくったことに原因があります。一般常識を持つ経営者なら、改善策を示すのが当たり前であります。同じようなことが以前にもあったように感じ、記憶をたどってみますと平成17年11月26日、知事発言として、小木航路廃止を検討への記事がありました。二、三日後に小木・直江津航路あり方検討会が立ち上がったとの報道があり、間もなく佐渡汽船の17億円余りの債務超過が明らかになりました。佐渡汽船の債務超過を発表するための演出であったことがわかります。その後は、皆さんもご承知のように自治体を巻き込んだ第三者割当増資を画策。その際ハプニングも起きました。佐渡汽船がジャスタックへの報告書に上越市は出資に反対と書き込み、上越市長と議会が激怒し、後日社長がおわびに上越市に出向きましたが、結果して上越市は出資に応じませんでした。直後、県は小木航路を変則的な1隻体制に移行させました。その後、小木航路あり方検討会は、北陸新幹線開業を人質に高速フェリー就航へと関係市に負担を押しつけ、県は負担しない、ここでも見事に泉田演出で事が運んだ経過があります。その折、県議会は平成25年6月議会で自民党の県議の再質問、再々質問を繰り返す厳しい追及に、小木航路に就航するカーフェリーの減価償却費を含め、航路の赤字補填に言及、辛うじて12億円の債務負担行為の同意を得たところであります。そのときの説明では、赤字補填には赤泊航路の赤字も当然含まれると説明がありました。なぜ今回820万円の負担ができないのか。市長には説明する責任があります。今回も新聞報道以外にここに至る経過は佐渡島民に伝わってはおりません。この経過は、県が佐渡市を見下している姿勢と、佐渡汽船の本土から佐渡を見下す経営姿勢の特色が色濃くあらわれていると言えます。そもそも航路を運営する県と佐渡汽船が離島航路を運営する責任とは何かを全く認識をしておりません。離島航路は、陸上であれば道路に相当する機能を果たしており、道路なしでは人は暮らしてはいけません。経済も成り立ちません。離島に人が居住するための命綱であり、離島の産業や生活が成り立つか否かは全ての離島では航路にかかっていると言っても過言ではありません。平成11年、海上運送法の一部改正で需給調整規則が廃止となり、航路参入が制限なくなったことから、特に生活航路、住民生活に必要な船舶を確保するとの観点から、指定区間の指定制度が設けられたものであります。指定航路の運営をする者は、航路維持が経営の支柱であることを肝に銘じ、責任を果たさなければなりません。佐渡汽船は3航路が指定区間の指定となっており、佐渡の3航路に義務づけられているサービス基準を果たすことでなければなりません。当初のサービス基準が現在どのように変化をしているのか、説明を求めて1回目の質問といたします。

○議長（根岸勇雄君） 祝優雄君の緊急質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、祝議員の緊急質問にお答えをさせていただきます。

いろんな点でご質問があったわけでございます。まず、この11月11日の日報の報道、これにつきましては、前日の11月10日に赤泊地区で行われました説明会の内容が記されたものでございます。その中で、まず基本的なものを申し上げたいと思っておりますが、佐渡汽船のほうから私どものほうにこの内々に話があったのは、基本的には10月28日でございます。10月10日の日に1回あったわけでありましたが、その後10月

28日ということでございます。その際に、この新聞に書いてある内容について話がありました。その際に私どもが答えているものについては、大きく分けまして3つの点を返事として返しているわけでありまして。今議員がおっしゃいましたように、生活航路であり、指定航路サービス基準というものがある、これも事実でございます。したがって、経営努力、佐渡汽船の経営努力が必要である。これをやると八百何十万のものが浮くというようなお話もあるのでありますが、その詳細なものは一体どうしてそれが出るのかということ。そして、もう一つは経営努力をどういう形でやっていくのか。その経営努力なくしてサービスを落とすということはまかりならない。もう一点は、仮にそうなったとした場合に、代替案は一体何があるのか、このことについてまず1点目は求めたわけでありまして。

2点目は、就航率を高めてくださいよと。つまり、この中にも載っておるようでありますけれども、3月と11月は1便当たり平均4人から6人という状況ということの報告を受けております。毎年2億円の赤字が出るという報告も受けています。しかし、あの船の就航率が50%ちょっと、早い話が半分しか動いていないということになる。そういう当てにならない船にお客が乗るわけがない。したがって、4人から6人という話になっていると。したがって、就航率を上げる、これはいろんな手法があるわけでありまして、これをどうやって上げていくのかということが2点目であります。

もう一つは、これは生活航路でありますから、当然対岸の寺泊の方々もそうでありますけれども、地元の詳細を得ることが必要であります。我々は、当然地元の了解あるいは観光協会、観光関連者、商工会あるいは農協等々との関係機関の意見を聞きながらこれを取りまとめていくということでありまして。この当該サービス基準については、国土交通省北陸信越運輸局が設定をし、新潟県知事を通じて佐渡市等への自治体に対して意見照会が行われるわけでありまして、その場合に対応してこの3つについてを要求をいたしたわけでありまして。そのうちの1番目と2番目については、いまだかつて答えがございません。ただ、3つ目の地元の説明会ということにつきましては、佐渡汽船のほうから場所等についてぜひひとつ佐渡市のほうでお願いをしたいという要請を受けて今回のものになったということでありまして。したがって、出席は渡邊課長が出席をいたしているということでありまして。したがって、今回の申し入れに対しては、私どもが提案をした3つのうちの3番目のものがこれでありまして、もう2つ目の1、2についてはいまだ回答を得ていない。これは徹底して求めていかなければならないと、こういうふう考えているところであります。

なお、質問が今初めてだったもの、実は間取り等もいたしておりませんので、今質問がありますので、もし答弁漏れがございましたら担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） そうすると、市長はこれは認められませんよという姿勢でいいですね。いいですね。そうしますと、ここのところは佐渡汽船に私は経営責任というものをしっかり認識をしてもらう必要があると思うのです。不安定な船をつくったのは彼らなのです。我々がつくったわけではないのです。私ども、一番海の状況を知っている彼らがつくった船ですから、この船を改善してもらう以外にありません。安定航路にするためには、安定的な運航ができる船につくりかえてもらう。これも彼らの責任でやってもらう。このことも市長、それはいいですよ。今明確には出なかったのですが、これ渡邊課長、あなたのほうか

ら説明をすればいいのだが、赤泊航路のいわゆる指定航路になったときの基準はどうであったか。そして、今の現状のサービス基準はどうなのか。そして、今後佐渡汽船が具体的にどうしたいと言っているのか。そのことをしっかり説明をしませんと皆さんわかりませんので、そのことをしっかり説明をしてください。

そこで、10日の日の赤泊の住民説明の中で、赤泊航路はやめたいのだ、ような言い方をしたのではないですか、佐渡汽船は。今2月までの休む期間を3月まで延ばしたいというのも言いましたよね。そのほかに、この航路はやめたいというような意思の話をしませんでしたか。だとすれば、私が先ほど言ったように航路を運航をする会社としては全く不適切です。経営者としては、経営する資格が全くありません。やめてもらう以外方法はありません。先ほども私は言いましたけれども、離島航路というのは道路なのです。そして、道路は赤泊から寺泊という地域に行っているわけでしょう。そうすれば、これは県が責任を持つのが当たり前です。県が知らん顔をしてほっかむりなんてできるわけがない。これは市長、生活航路という言い方ではないのだ。これは道路なのです。道路の開設、維持する責任は県にあります。私は、国道指定した航路については後で今度の機会にゆっくり話をしますけれども、この航路については県が責任を持たなければならぬ道路です。そのことも市長はしっかり県に伝えるべきだと思うのです。そうしないと、今のような形で我関せずのようなことを言っていますけれども、そういうわけではない。そういうわけにもいかないのだ。ですから、そこをしっかりと。

それと、今佐渡汽船が言っているように来年、2月までの運休期間を3月まで延ばすという言い方をしているのです。これは来年、すぐそこなのです。それを私どもはパブリックコメントで申請すればいいのだと言っているのだ。裏に休止をすることを含めて持つておるのですから、これは少なくとも半年以上の時間が必要なのです、最低限度。そして、今、今度渡邊課長が報告をしてくれるけれども、サービス基準というのはてっぺんではないのです。最低の基準なのです。これを守るといふ基準なのです。それを超えたものは幾らでもできるのです。その最低基準があるために、新たな航路参入者は参入できないのです。結果的に独占経営を認めているのと同じなのです。そこを自分の都合でやめるとかやめないとかという議論にはなり得ません。このところをしっかりと、サービス基準と市長の考えている考え方というものをお示しをいただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

まず、指定航路とサービス基準の関係でございます。寺泊航路につきましては、海上運送法の指定区間になっておることから、一定の輸送サービスを確保するための具体的な基準、これがサービス基準でございますが、設けられております。これまでの経過でいきますと、平成20年12月19日前までにつきましては運航日程が毎日ということになっておりましたが、平成20年12月19日の改定により3月から11月の毎日ということで冬期運休になっております。1回当たりの運航回数とか輸送能力につきましては変更ございません。これを今回の佐渡汽船の説明では3月から11月の毎日を4月から10月の毎日に変更したいという説明でございました。

それから、2点目の地元の説明会の中で航路をやめたいという発言があったかどうかというところでございますが、佐渡汽船のほうの説明では先ほどの運休期間を2カ月拡大したいという説明がありまして、

直接航路をこの後やめたいというような発言はございませんでした。ただし、出席されている住民の中から、当然航路廃止を視野に入れた説明会ではないのかというような発言、意見等はございました。

それから、サービス基準につきまして、基準があるために新規参入ができないという点に関しては、先ほど議員からお話ありましたとおり、規制緩和のもとで新規参入はできることになっておりますけれども、現実的な対応としてこのサービス基準が現在の運航事業者をベースに設定されているのが事実でありますので、そういった一面もあろうかというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今祝議員のご質問の中に、いわゆるこの離島航路については道路であるというお話でございました。私は、もちろん道路ということもありますけれども、常々申し上げているのは生活航路ということを上げてきたわけでありまして、これは同じことでもありますので、言い方が違うだけのものでもありますので、ご理解をいただきたい。

それから、もう一つは、この県の責任であります。私は常々申し上げてきたわけでありまして、この近く、近くというのは近年よりもこっちでありますけれども、県の幹部のほうに株取得も含めてこれからは考えていかなければならない時代になっていると。しかし、その前に、県は佐渡汽船は関係市町村の言うことには耳を傾けない、そういう体質になってきていると。したがって、県からも強い指導をするようにということについては申し入れを常にしておるところ、近年特にしています。

それから、もう一つは、この航路の問題については長岡市の森市長とも話をしております、この航路については中止をするなんてことは絶対にあってはならないことであるという申し合わせをしているところあります。

なお、県のこの両泊航路に対するスタンスは、両市及び住民のご意見でやっていくというようなスタンスのところまで今進んでいるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質問を許します。

祝優雄君。

○20番（祝 優雄君） 市長、まず県の姿勢は恐らく想像つきます。今までのいろいろのやり方、経過を見ますと。しかしながら、それを言うだけで終わるわけにいかないのです。佐渡島民には生活がかかっているわけですから、これはもう本当にしつこく、しつこくやる以外にないと。そこのところは、諦めるような状況ではないと思いますけれども、しつこく対応していただきたい。

それから、私きょう初めてこの中身、話を、電話では聞いていたのですが、減便後の就航を担保するものということになっているのですが、担保するものではないという解釈。そうすると、航路は継続的にはいきませんぜというのが、佐渡汽船のこの文書を見てくださいよ、中に全部あらわれているではないですか。やめるということを前提にやっている。そんなことができるわけもなければ、させられない。

そこで、市長にこれはお願いというか、やっていただかなければ困るのですが、運輸局に対して佐渡汽船のとるべき責任と解決策、これを明確に示していただく以外ありませんということをお北陸信越運輸局に対して、こんなもの我々は同意もできなければ、佐渡汽船の責任を明確に、そして今の指定航路の責任を果たしていただく以外にということで私は文書で意見書を出すべきだと思います。それから、佐渡汽船には、安全運航、そして航路の確保というものは、これも責任をとってもらわなければならない。そこには、

新しい船をつくって安定的な運航をすると、この経営姿勢も明確にすべきだということ、これも文書で、言葉ではもうだめですから、文書で明確に私は伝えるべきだと思うのです、意思を。これは、そういうことをやっていただけるのですよね、確認を。

それから、もう一点は、北陸新幹線の開通に合わせて小木航路に運航されるという高速フェリー、これは新幹線の開通に合わせて就航するのだというふうに私どもは聞いていた。ところが、いろいろのところから今入ってくる情報は、いやいや、佐渡汽船は当初の計画どおりこの開業に合わせてられないのだ、就航は遅れるのだと、こんなふうにする話を私どもは聞くのです。これは、市長の口から新幹線の開通と合わせてきちっとこの船が運航されるのだということの説明を明確にさせていただきたいと思います。

それで、私は今市長の説明を聞いておまして、佐渡汽船から事前に説明がありましたと。10月10日に、そして28日ですか、こういうものがあつたと。それは市長、やはりすぐに議長と相談をして議会説明もすべきだったと思います。私どもは、特別委員会までつくってこの航路に対しての意見具申もしています。それから、金光議長のと時からですけれども、3者協議というものもやっている。全く今やっていない。こういう緊急事態のときこそこれが必要なのではないですか。そういうことをしながら、情報収集もさることながら、意思の疎通というものがありませんから、ここのところをしっかりと私はやっていかないと、この佐渡汽船という会社、何をし出すかわかりませんよ。そして、市長も強く言いましたけれども、生活道路ですよ。この生活道路を維持するのは行政の責任でもあります。ここのところもやはり県ともども明確にしておくべきだと思うのです。これは俺たちがしっかりとやるよというメッセージを地元の人たちにも知っていただく必要がありますから、ここのところは明確にさせていただきたいというふうに思います。

それから、このことでは市長はすぐ行動を起こしてくれると思いますが、こういう全く佐渡市とも上越市とも信頼関係のない佐渡汽船です。我々は、この航路に対する運営委員会みたいなものを立ち上げて、しっかりと監視と発言をしていくという体制をとるべきだと思うのです。これは、そういう委員会を立ち上げて佐渡汽船に物申していくという姿勢が必要だと思いますので、そのことの考え方もお聞かせをいただきたい。

それから、先ほども私言いましたけれども、この航路は何が何でも守り抜く航路なのです。というのは、実は46キロ、本土から島への距離がある航路ですよ。そうしますと両津航路で21キロちょっと、小木航路で34キロぐらい、短いではなかったですかね。両津航路で21.2キロ、小木航路で32キロ、短いのです。寺泊まで46キロですから。この一番短いところを、私は常々言うのだけれども、速い船で走らせる。1時間以内で行くわけです。そしたら、もっともっと収益を上げられる航路になると私は思っているのです。本土に行くのに一番近いわけですから。そういうことも含めてやっていただかなければならぬというのと、これは私は漁師をやっておりました古老に聞いた話なのですが、松ヶ崎から赤泊にかけて、あの地域は冬場でも一番安定している海上なんだそうです。ですから、両津の漁師、冬になると松ヶ崎へ漁に行くというのが冬場の仕事だというふうに聞いておりました。そこに遊覧船のような船をつくって、そして、本当に走れないのかどうかというのはわかりませんよ、乗り心地が悪いからとめるのでしょうけれども、そういう形でとめたら利用する人なんかおりません。ですから、安定して航行できる高速のフェリーを、この時代ですから、カーフェリーにしなければなりません。フェリーを運航していただくということになれば、

対岸の寺泊に、あの魚のアメ横と言われているところにあれだけの人たちが来ているのです。その人たちも私は一つのターゲットになるのだらうと、そこと佐渡をセットにしたらもっともっと生かせるのではないかと考えている。そういうこともしないで、赤字だからやめましょうというのは、経営者としては全く失格です。これは市長にお願いをしておきますけれども、株主総会に向けて強権発動が必要だと思えます。経営陣の退陣動議を出してください。そのぐらいの覚悟を持ってやるべき仕事の今時期だと思えるのです。そういう形で佐渡汽船がもう一度我々と一緒に佐渡から本土を見るという会社になっていただかない限り、利用者は浮かばれません。特に地元の人たちは踏んだり蹴ったりです、これは。市長も明確にこの航路を守るといふこと、そしてこの航路の改善をさせるといふこと、そして市長も言いましたけれども、休む間の代替案も含めてしっかりとそれを提示してもらおうといふこと、これは怠ってもらいたくない。すぐやっていただきたいのです。そのことは市長、やっていただけますよね。ですから、私は最後に言いましたけれども、経営者の総入れかえを提案をして質問を終えたいと思えます。明確な答弁を下さい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 冒頭の答弁の中で私が申し上げたものは、3点を私どもとしてはお答えを願いたいということをお願いしているということをお願いしました。その中において、今のようなお話の中での経営努力というものが本当にあるのかなのか、そのことを経営努力もしないでサービスを低下させるというのはだめだということが1点ということをお願いしました。もう一つは、50%ちょっとの就航率というような当てにならない船でありますから、お客も乗らないのであるだろう、ということになれば就航率を高める努力を下さいよということ、これをさっき申し上げた。これは、冒頭に私のほうで3点のうちで2点を申し上げたつもりであります。この点についてはまだ答えは返ってきておりませんが、これは求めていく。そして、もう一つは、先ほどちらっと話はしましたが、代替案というものがあるのかなのかということについても求めています、それについては答えは返ってきていない。これは、求め続けていかなければならない。

なお、北陸信越運輸局、佐渡汽船に対しての意見書については、すぐに検討して対応をさせていただきます。

それから、もう一つは、事前説明があったその段階で、3者協議の問題もあるし、議会との関係もありますが、実は事前説明の段階で私どもはさっき申し上げましたように、それがあったときにこういうことに対する答えを持ってこいということを示している段階でありまして、そういうものがあつた段階でこれは私は報告すべき、協議すべきということで判断をさせていただいて、そのことがない段階でおまえら一体説明したからってどこまでやっているのだという話になると答えることができないわけでありまして。それから、もう一つは、これは生活道路でありますから、このことについては長岡市の森市長と私は話し合いをしております、これをやめるというわけにはいかないということで話をもう意思統一をしているということでありまして。

なお、退陣要求をすべきだということについては、今ここでは即答できませんが、それらについて県とも協議をしながら、副知事も協議をしながら、そういうことについて進めてまいりたいと、こういうふうに思って、ここですぐにやりますということは申し上げられません。

○議長（根岸勇雄君） 以上で祝優雄君の緊急質問は終わりました。

ここで皆さんにお諮りします。議案提案については、午後1時半からしますか。

〔「今すぐ」と呼ぶ者あり〕

日程第3 議案第130号から議案第133号まで

○議長（根岸勇雄君） それでは、日程第3、議案第130号から議案第133号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、議案第130号 相川小学校体育館改築（建築）工事請負契約の締結につきまして。

本案は、相川小学校体育館改築（建築）工事について、10月30日に執行いたしました入札の落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第131号 羽茂中学校校舎棟・体育館棟解体工事請負契約の締結について。本案は、羽茂中学校校舎棟・体育館棟解体工事請負契約について、10月28日に執行しました入札の落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第132号及び議案第133号につきましては、関連した議案でありますので、一括して説明を申し上げます。議案第132号 両津学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第133号 両津学校給食センター建設（機械設備）工事請負契約の締結について、以上2議案は、両津学校給食センター建設にかかわる建築工事及び機械設備工事について、10月28日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第130号 相川小学校体育館改築（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 所管なので、所管で詳しくやりますが、二、三点ほど教えてください。

なぜ今この時期なのかということ。例えばこの前も9月議会もあったわけなのだけれども、こういった工事もうちょっと早くやったほうがいいのではないかなと思うのですが、全体の感じとしてもともとういうスケジュールだったのかということをお教え願いたいのが1つ。

もう一つは、この体育館でいうとこれが一番金額的に、5億円ですか、高いのですが、さきの9月でもありましたが、インフレ物価スライドの関係等あった。見てみると、再入札やっているわけですね。今の状況を見ると、この後もまた建築資材の高騰やいろんなもの、あれも見込まれると思うのだが、その辺

はどうなっているのかちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、当初でございますけれども、9月の議会をお願いをする予定でございましたが、9月の議会におきまして、いわゆる資材、労務単価等が上昇したということで、予算が足りなくなり入札ができなくなったという事実がわかりました。それで、今回9月に補正をしていただき、所要の、継続費の補正でございますけれども、来年度分4,500万ばかり増額をお願いしまして、ようやく発注できる内容になりました。一日でも多くの工期を設定したいということで今回お願いするものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この前の新聞報道にトキの順化施設ですか、あれなんかもっといっぱい建てたかったのだけれども、建築資材等の高騰の中で取り組めなかったという報道もあったわけなのだけれども、そうすると今この時期にやるということは割高になっているという傾向があるというふうに思うのですが、そういう認識でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 今現在でございますが物価等が上がっておりますので、1年前に比べれば当然価格は上がっておるということになります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 羽茂中学校校舎棟・体育館棟解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この解体工事については、設計監理、基設計が設計監理者になっていますね。そこで、基設計に本解体工事に対する設計と監理を委託しておるわけ。ここで、この間の議員全員協議会のときに、私はこれをやるとギブアップするだろうということで、質問は本会議でやるからと予告しておいたのですが、これはどういう内容のものであるかということの説明ができるかどうか、それに対する資料の提出ができるかどうかをお尋ねします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 解体工事に係る設計監理がなぜ必要なのかというご質問だったかと思えます。

まず、設計業務でございますが、これはまず入札に必要な設計図書を作成するためにまず設計が必要になります。その設計の内容につきましては、図面の作成、あと解体をいたしますものですから、今度はい

ろいろと廃棄物等が出てきますので、そういった数量の拾い、どれぐらいボリュームがあるか、またあとは工事施工に実際に入る際にいわゆる仮設計画、どのような足組みをするかというようないろいろと計画は必要になりますので、そういったもろもろのところにつきまして設計をお願いするものでございます。

なお、監理につきましては、これは解体の施工計画等が適切であるか等を確認し、それを市に報告していただくような流れになっております。また、解体工事が工法や処分等につきまして適正に行われているかどうかを管理、監督するという役割もでございます。また、施工業者のほうから工事に関する質疑等が出た場合につきましては、その技術的な検討を加え助言すると、指示するというのが監理にございます。

また、工事につきまして内容等に変更等が生じた場合につきましては、その金額等を精査していただきまして、変更の設計等の業務を行う必要がございますので、そういったことを依頼しております。

あと、施工業者が計画どおり工事が進んでいるのか、現地確認を常々行いまして、立ち会い等を行いまして、工事の工程の管理を徹底して行うという役割がございます。

あと、以上が設計及び監理について必要とする理由でございますが、資料につきましては提出の準備はございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まず、2点ちょっとお尋ねをしたい。

まず、設計の段階というのは、羽茂の中学校体育館の解体、だから建設した時点ではアスベストや何かの規制が強化されておる時分ではないのです、これは。そういう意味では、設計を組んだ段階でそういうつまり有害物質が建築の際に使われておったかどうかというようなことも設計の段階でチェックがされておるのかどうかということが1点。

それから、2点目として、これは参考までに予算化されておったのだらうと思うのですからあれですが、ここに資料として上がっておりませんのでお聞きするのですが、一体この設計監理料幾ら払っておるのかと。2点。

私がやっぱり重視したいのは、これがかなり前に建てられた建物であるから、そういう有害物質等が使われておったのかどうか。だとすれば、それに対する設計上の指摘があったのか、なかったのか、その辺もちょっとお尋ねします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） まず、アスベストの関係につきましては、これ平成18年にいわゆる吹きつけのアスベスト、すぐわかるやつですけれども、それを一斉調査しました。その段階では、この学校には使われていないことがわかりました。ただ、天井の部材等につきましては、整形板の中に一部アスベストがあるということは当初から把握はしておりますが、それは工事の中身ではいわゆる飛散性のないレベルのものでございますので、それについては防じんマスク、あとは割らない等々の工法で今回の解体工事は可能となっております。

あと、金額につきましては、契約で429万8,400円ということになっております。設計監理合わせての金

額でございます。

それとあと、アスベスト等の設計の段階、いわゆる1番目の答えと同じ繰り返しになりますが、設計書の段階ではいわゆる吹きつけ等のアスベストはないと。あと、その整形板の中には、当時の建築の年度からしますと整形板等は当然存在しておるだろうという、いわゆる設計上では確認をしております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 十分わかりましたが、先ほど資料については準備をしておるという答弁である。本来ならここへつけて出さなければならぬ。だけれども、当該委員会には当然出されるわけですが、当然のこととして一般の議員にもその資料を配付されたいということを申し上げて質疑を終わります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 両津学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 両津学校給食センター建設（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第130号から133号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第130号から議案第133号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第130号 相川小学校体育館改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、相川小学校体育館改築（建築）工事について、10月30日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 羽茂中学校校舎棟・体育館棟解体工事請負契約の締結について。本案は、羽茂中学校校舎棟・体育館棟解体工事について、10月28日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 両津学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、両津学校給食センター建設（建築）工事について、10月28日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 両津学校給食センター建設（機械設備）工事請負契約の締結について。本案は、両津学校給食センター建設（機械設備）工事について、10月28日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成26年第8回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年11月17日

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 佐 藤 孝

署 名 議 員 豬 股 文 彥